

運転者のルール

こんな運転にも注意しましょう

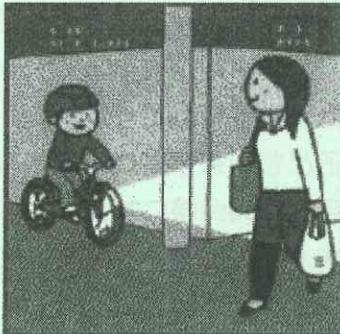
飛び出し運転禁止



かささし運転禁止



暗くなったら点灯



二人乗り運転禁止



並走運転禁止



携帯電話等使用禁止

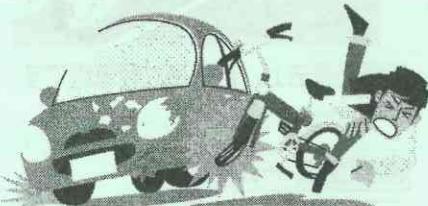


ここがあぶない！自転車の事故

① 自転車側が「加害者」になる事故の増加

自転車事故全体の 84.4% が自動車との事故ですが、残りは対歩行者、対自転車の事故になっています。相手にけがをさせる「加害者」の場合、刑事上の責任だけでなく、多額の賠償金を請求されるなど、民法上の責任を負うことになります。

※山形県では、2020 年より自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりました。詳しくは、県の HP 等をご確認ください。



② 自転車事故の 7 割が交差点で発生

信号機のない交差点での自動車との出会い頭の事故、信号機のある交差点での右折・左折の事故が多くなっています。



③ 自転車事故で亡くなった人の 7 割以上がルール違反

自転車乗車中に死傷した人のうち、ルール違反があった割合が 64%，死亡事故では、74% と高くなっています。

ルールを守ることが、命を守る第一歩です。

お子さんと一緒に「自転車は車のなかま」をお読みください。

「わが家の交通安全ルール」についての話し合いをお願いいたします。